# 平成30年度 南部保健所行動計画

### I −① 健康寿命日本一に向けた取組~健康づくりの推進~

- ◆ 健康づくり関係者と協働し、青壮年期の健康づくり及び生活習慣病予防を推進します。
- ◆ 市民による主体的な健康づくりが実践できるよう機運の醸成を図ります。
- ◆健康無関心層への働きかけ及び自然と健康的に生活できる社会環境の整備を図ります。

### I -② 健康寿命日本一に向けた取組~地域包括ケアシステム構築を目指した在宅医療・介護の連携~

- ◆多職種の連携強化及び医療・介護ケアの質の向上を図り、地域包括ケアシステムを推進します。
- ◆佐伯市と協働し、在宅医療・介護連携体制の整備を推進します。

### Ⅱ一① 健康危機管理の拠点としての機能の充実~平時からの健康危機管理体制及び事案発生時の対応の充実

- ◆ 健康危機管理連絡会議を通じて管内各関係機関との連携を図るとともに、感染症や食中毒をはじめとした健康危機 管理訓練の実施により、健康被害発生時及び災害発生時等の迅速かつ適切な対応を図ります。
- ◆ ホームページ等を活用し、適時、感染症などの健康危機管理情報を地域住民や社会福祉施設関係者等へ提供します。
- ◆ 消毒インストラクター養成講習会や食中毒予防啓発講習の開催等を通じて、社会福祉施設関係者等へ感染症予防や 食中毒防止の周知を図ります。

### Ⅱ - ② 健康危機管理の拠点としての機能の充実~大規模イベントにおける食品・生活衛生対策(営業施設の指導等)の推進~

- ◆ 大規模イベントでの食中毒防止を図ります。
- ◆ 大規模入浴施設における衛生基準の遵守徹底を図ります。

### Ⅲ おおいたうつくし作戦の推進

- ◆ 環境教育を推進します。
- ◆ 事業場排水や生活排水の対策を推進します。
- ◆ 廃棄物の不法投棄・不適正処理対策を強化します。

## I −① 健康寿命日本一に向けた取組~健康づくりの推進~

## 現状と課題

平成26年度から、関係機関と一丸となり、働き盛りの健康づくり対策に取り組み、健康経営事業所の登録数は増加している。しかし、事業所 単位の健康づくりの取組には、未だ温度差がみられ、事業所へのアプローチの更なる強化が必要である。

また、平成28年度県民健康意識行動調査で、がん検診を「受けた」と回答した割合が県内他市町村と比較して低かったことから、平成29年度に所内プロジェクトを立ち上げ、佐伯市や関係機関と協働し、女性のがん検診受診率向上対策に取り組んでいる。

「第二次生涯健康県おおいた21中間評価・改定」を踏まえ、働き盛り世代に焦点を当て、女性のがん検診に対する受診行動・意識調査をはじめ、 佐伯市や商工会、県振興局等との連携を図り、健康経営事業所等への出前講座や情報発信など受診のきっかけづくりと継続受診の促進を図る。 また、市民による主体的な健康づくりが実践できるよう機運の醸成を図ると共に、健康無関心層への働きかけ及び自然と健康的に生活できる社会環境の整備を図る必要がある。

## 保健所が実施すべき対策

#### 1 働き盛り世代の健康づくり対策の実施

- (1) 管内中小企業への健康づくりの支援
  - ①未登録事業所対策
  - ②登録事業所対策
  - ③認定事業所対策
- (2) 地域職域連携会議の開催
- (3) 健康経営事業所応援セミナーの開催

#### 2 地域の健康課題に応じた対策の推進

- (1) 地域の健康課題対策推進事業の実施
  - ①受診行動・意識の特性把握
  - ②受診のきっかけづくりと継続受診の促進
- (2) 総合的な自殺対策の推進及び市自殺対策計画策定支援

#### 3 健康を支援する環境の整備

- (1)健康応援団登録(受動喫煙部門、食の環境整備部門)
- (2) うま塩メニュー提供店の拡大、広報・活用推進

## 目標指標

#### 1 働き盛り世代の健康づくり対策の実施

- (1) 生涯健康県おおいた21推進協力事業所(健康経営部門)登録数の増加 102か所 ⇒ 112か所
- (2) 認定事業所数の増加
  - 23か所 ⇒ 26か所
- (3)健康経営事業所応援セミナー参加事業所数の増加 23か所 ⇒ 26か所

### 2 地域の健康課題に応じた対策の推進

- (1)健康経営事業所への検診車によるがん検診の実施支援(年4回)
- (2)健康講話等の実施(健康経営事業所4か所)
- (3) 女性のがん検診受診行動・意識調査(旧町村部を含む9か所)
- (4)健康フェスタの開催(市が実施するがん検診と共同開催)(年1回)
- (5) がん検診未受診者の特性に応じた普及啓発(適時)
- (6) 自殺対策研修会の実施(年1回)
- (7) 佐伯市自殺対策連絡協議会への参画(年1回)

### 3 健康を支援する環境の整備

- (1)健康応援団(受動喫煙部門)登録事業所数の増加 49か所 ⇒ 59か所
- (2)健康応援団(食の環境整備部門)登録事業所の増加 新規登録事業所プラス1 (17か所 → 18か所)
- (3) うま塩メニュー提供店数の増加 新規登録事業所プラス1 (3か所 ⇒ 4か所)

## I −② 健康寿命日本一に向けた取組~地域包括ケアシステム構築を目指した在宅医療・介護の連携~

## 現状と課題

佐伯市の高齢化率は38.8%\*1であり、将来推計\*2ではこの割合が高くなっていくことが予想されており、2025年には42.8%、2040年には46.1%とおよそ2人に1人が高齢者になる見込みである。

更に、難病や小児慢性特定疾病等の患者においても在宅での療養を希望する者も年々増えてきている。

このような実情を踏まえ、全世代型の地域包括ケアシステムの構築のため、地域の中で医療と介護サービスが一体的に提供されるよう、医療・介護連携のさらなる推進が必要である。

南部保健所管内では、平成25年度から佐伯市医師会・佐伯市と協働して在宅医療・介護連携体制の整備に取組んできた。

平成27年度からは、佐伯市が中心となり「在宅医療・介護連携推進事業」に取り組んでおり、事業が効率的・効果的に実施できるよう支援を行っている。

引続き、多職種の連携強化及び医療・介護ケアの質の向上を図り、地域包括ケアシステムの構築を推進していく。

## 保健所が実施すべき対策

### 1 多職種の資質向上と連携強化の推進

- (1)病院・診療所・訪問看護・介護施設の看護職員 連携会議の開催及び研修の実施
- (2) 障がいや疾病に係る検討会議の開催
  - ①難病対策地域協議会の開催
  - ②小児慢性特定疾病児の自立支援検討会の開催
  - ③かかりつけ医と精神科医の連携会議の開催

### 2 在宅医療・介護連携の推進及び人材育成等佐伯市への支援

- (1) 高齢者にやさしい地域づくり協議会への参画
- (2) 在宅医療・介護連携推進事業への支援
- (3)介護予防に係る人材育成への支援
- (4)糖尿病性腎症重症化予防事業への支援

### 3 医薬品の適正使用・薬剤師の在宅訪問に関する啓発

(1) お薬健康相談会の開催

## 目標指標

#### 1 多職種の資質向上と連携強化の推進

- (1)介護予防圏域検討会の開催(年1回)
- (2) 佐伯地域看護ネットワーク推進会議(年7回)
- (3)介護施設・医療機関等連携推進会議(年1回)
- (4) 医療機関と在宅を結ぶ看護職相互交流研修 (年1回、参加者30人)
- (5) 難病対策地域協議会(年1回)
- (6) 小児慢性特定疾病児の自立支援検討会(年1回)
- (7)かかりつけ医と精神科医の連携会議(年1回)

### 2 在宅医療・介護連携の推進及び人材育成への支援

- (1) 高齢者にやさしい地域づくり協議会への参画
- (本協議会(年2回)、在宅医療・介護連携部会(年4回)、認知症部会(年4回))
- (2)介護予防従事者を対象とした研修の企画・立案への支援 (年2回)

### 3 医薬品の適正使用・薬剤師の在宅訪問に関する啓発

(1) お薬健康相談会の開催(年5回)

- ※1 県統計調査課「大分県の人口推計(平成29年10月1日現在)」
- ※2 国立社会保障・人口問題研修所「日本の地域別将来推計人口(平成30年3月推計)」

### Ⅱ 一① 健康危機管理の拠点としての機能の充実~平時からの健康危機管理体制及び事案発生時の対応の充実

## 現状と課題

インフルエンザ等の感染症の集団発生や食品等による健康被害は全国的に後を絶たない。また、新型インフルエンザやデング 熱などの新興・再興感染症の発生も懸念されている。

保健所は健康危機管理の拠点として、平常時から種々の健康危機管理事案の発生に備え、佐伯市、佐伯市医師会等関係機関相互の協力体制の確立及び予防対策や事案発生時の迅速かつ適切な対応による健康被害の拡大防止を図る必要がある。

また、佐伯地域は、南海トラフ巨大地震等による津波浸水被害が予測される地域であり、平成29年には台風18号による水害にも見舞われたことからも、災害時における保健所機能及び地域の保健医療機能の維持を図るため万全の方策を講じる必要がある。

## 保健所が実施すべき対策

- 1 健康危機管理体制の充実
  - (1)健康危機管理連絡会議の開催
  - (2) 健康危機管理情報の提供(ホームページ等)
- 2 健康危機管理訓練の実施
  - (1) 新型インフルエンザ患者搬送訓練
  - (2) 南部保健所アクションカードを用いた行動訓練 (EMIS\*1 入力訓練・衛星携帯電話通話訓練・避難訓練等)
  - (3) 南海トラフ巨大地震等を想定した関係機関との合同訓練 (避難所運営訓練等)
- 3 平時の感染防止対策の強化
  - (1)消毒インストラクター※2養成講習会の開催
  - (2) 社会福祉施設の概要把握
- 4 食品による健康被害防止対策の実施
  - (1) 食中毒予防啓発講習の実施

## 目標指標

- 1 健康危機管理体制の充実
  - (1)健康危機管理連絡会議(年1回以上)
  - (2)健康危機管理情報の提供
    - ①あなたの街の感染症情報のホームページ掲載(毎週)
    - ②各種情報媒体を用いた注意喚起(適時)
- 2 健康危機管理訓練の実施

各訓練を年1回以上実施



- (1)消毒インストラクター養成講習会(年1回)
- (2) 施設概要調査票(フェイスシート) による状況把握
- 4 食品による健康被害防止対策の実施
  - (1) 食中毒予防啓発講習(ノロウイルス対策)の実施
    - ①出前講座(適時)
    - ②食品衛生講習(年4回)
- ※1 広域災害救急医療情報システムのこと。災害時に被災した都道府県を越えて、医療機関の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速かつ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供する。
- ※2 消毒等に関する専門的な知識及び技術を有する社会福祉施設等の職員。保健所での講習受講後に、筆記試験、実技試験に合格した者を消毒インストラクター として認定している。

### Ⅱ-② 健康危機管理の拠点としての機能の充実

### ~大規模イベントにおける食品・生活衛生対策(営業施設の指導等)の推進~

## 現状と課題

今年度10月6日から11月25日の期間、第33回国民文化祭・おおいた2018と第18回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会が本県各地で開催される。

また、来年度はラグビーワールドカップの試合が当県においても開催される予定である。

これらイベントでは、国内外から多数の関係者や旅行者が来県し、飲食店や宿泊施設、入浴施設等の利用者増加が見込まれるとともに、地元食材等を使用した食品の提供イベントの開催等も計画されている。

そこで、旅館・ホテル、大規模イベントでの食品提供による食中毒事故の防止のため、食の安全性確保に有効な手法である HACCPシステム\*1の導入や食物アレルギー食中毒対策の徹底、食品提供イベント主催者等への自主衛生管理の指導、また、 大規模入浴施設における衛生管理基準の遵守徹底を図る必要がある。

## 保健所が実施すべき対策

### 1食中毒防止対策

- (1) 旅館・ホテル等飲食店での食中毒防止対策
- (2) 大規模イベントでの食中毒防止対策
- (3) 飲食店等への食物アレルギー対策

### 2 大規模入浴施設における衛生対策

(1) 大規模入浴施設に対する立入調査、衛生指導の 実施

## 目標指標

### 1食中毒防止対策

- (1) 旅館・ホテル等旅行客が多く利用する営業施設の指導 監視回数 2回
  - HACCPシステム導入に向けての事前研修会の開催 1回
- (2) 大規模イベント関連営業施設の指導監視回数 1回 講習会回数 1回
- (3) 飲食店等への食物アレルギー対策 食物アレルギーに関する指導施設数 2施設

### 2 大規模入浴施設における衛生対策

(1) 大規模入浴施設に対する監視指導 3施設

※1: HACCPシステムは、最終食品の検査によって食品の安全性を確保しようとする管理法ではなく、危害分析(HA)に基づき、重点的に管理すべき 工程を重要管理点(CCP)として定め、その工程を連続的に管理することにより、製品ひとつひとつの安全性・品質を確保する手法のこと。

### Ⅲ おおいたうつくし作戦の推進

## 現状と課題

大分県の美しい自然と快適な環境を守り将来に継承するため、平成15年度から「ごみゼロおおいた作戦」を展開してきたが、参加者数の伸び悩みや高齢化などにより、活動が縮小傾向になってきた。そのため、平成28年度からは「ごみゼロおおいた作戦」をステップアップさせた「おおいたうつくし作戦」を展開している。地域活性化(まちづくり)の視点を盛り込むことで若い世代を巻き込むなど、裾野拡大と担い手の確保を図り、県民総参加の取組にしていく必要がある。

佐伯市は、「さいき903エコプラン(環境基本計画)」で、「人と環境が共生し、豊かな自然を未来に引き継ぐまち・佐伯」の創造に取り組んでいる。特に、第1次佐伯市総合計画で「番匠川を九州一の清流に」を目標に掲げていることから、豊かな水環境の創出のため、小規模事業場排水対策や生活排水対策を推進する必要がある。特に、生活排水処理施設である浄化槽からの放流水質を適正に保つため、浄化槽設置者(管理者)に対し、保守点検、清掃の実施及び法定検査の受検の徹底を指導する必要がある。

また、不法投棄などの廃棄物の不適正処理は依然として後を絶たず、平成29年度は管内で9件(平成27年度4件、平成28年度14件)の通報が寄せられており、関係行政機関と連携して不法投棄・不適正処理対策を強化する必要がある。

## 保健所が実施すべき対策

### 1 すべての主体が参加する美しく快適な県づくり

- (1) 環境教育アドバイザーの派遣等による環境教育の推進
- 2 豊かな水環境保全の推進
- (1) 小規模事業場(日排水量50m<sup>3</sup>未満)立入検査計画に 基づく監視指導の実施
- (2) 生活排水対策の推進
  - ①浄化槽法定検査未受検者への指導の実施
  - ②浄化槽管理者講習会の開催

### 3 廃棄物の不法投棄・不適正処理対策の推進

(1)関係行政機関で構成された南部地区廃棄物不法処理防止 連絡協議会の開催

## 目標指標

### 1 すべての主体が参加する美しく快適な県づくり

(1)環境教育アドバイザーの派遣(年5回、参加者数150名)

### 2 豊かな水環境保全の推進

- (1) 立入検査計画に対する監視指導率(100%)
- (2) 浄化槽管理者への指導・啓発
  - ①浄化槽法定検査未受検者への文書指導率(100%)
  - ②浄化槽管理者講習会の開催(年4回)

### 3 廃棄物の不法投棄・不適正処理対策の推進

(1) 南部地区廃棄物不法処理防止連絡協議会の開催(年1回)